

議論の取りまとめに向けた論点

(制度の現状)

- 被保険者数の減少が続いていること、現在の船員独自の保険制度を維持したままでは、船舶所有者及び被保険者の保険料負担を過大なものとせずに将来にわたって安定した財政運営を維持することは困難となるおそれがある。
特に、職務上年金部門については、平成10年度以降、単年度収支の赤字が続くなど、構造的な財政問題を抱えており、船員保険制度の在り方の見直しは先送りできない課題となっている。
- 被保険者数が平成27年度に3万人又は3万5千人となるケースについて、各部門の機械的な財政推計を行ったところ、最も深刻なケースでは、平成32年度に職務上年金部門の積立金が枯渇し、財政破綻する可能性も否定できない試算結果となり、保険集団として規模が縮小し続けた場合、保険運営が大変厳しいものとなることが示された。
- 特別会計改革の議論の中で、船員保険制度について財政制度等審議会から他の特別会計等で運営されている一般制度から独立した保険事業としての必要性が問われており、船員保険制度の在り方の基本的方向について結論を得ることが急務となっている。
(注) 「制度の安定的・効率的な運営を図る観点から、船員保険特別会計について、船員保険事業のうち健康保険制度に相当する部分については公法人化した政管健保を含め国以外の主体による運営を、また、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分については労働保険特別会計との統合を検討すべきである」(平成17年11月18日 財政制度等審議会)
- 船員保険の保険者である社会保険庁が、平成20年秋に、公的年金の運営を担う国の機関(年金運営新組織)と、政府

管掌健康保険の運営を担う国以外の公法人に分離されることが検討されており、平成18年の通常国会に関連法案が提出される予定であることから、船員保険の運営組織の見直しが避けられない状況である。

(基本的方向)

- 船員保険制度は、これまで船員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に大きな役割を果たしてきたところであるが、上記のような制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来にわたり保険事業の安定的な運営を確保するためには、船員保険制度の各部門（職務外疾病部門、職務上年金・疾病部門及び失業部門）を一般制度（健康保険制度、労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度）に統合することを基本とした上で、船員労働の特殊性にかんがみ、なお必要不可欠と考えられる給付については、引き続き給付できる仕組みを検討すべきではないか。

(職務上年金部門の積立不足の取扱い)

- 職務上年金部門の積立不足（平成17年度末約1,700億円）については、年金受給者に係る将来の給付に要する資金に相当するものであり、船員保険制度として最終的に賄うべきものであることを踏まえ、一般制度と統合する場合は、これを償却していくことが必要である。積立不足の償却に当たっては、償却に必要となる保険料負担が過大なものとならないよう、他部門の積立金などを活用することについて、どう考えるか。

(船員労働の特殊性を踏まえた給付の取扱い)

- 一般制度と統合する場合は、一般制度における給付内容との均衡を図っていくことを基本としつつ、船員保険の独自給付について見直す必要があるのではないか。一方で、独自給付の中には、船員法において災害補償の内容等が定められている給付があることや、ILO条約において国内法令が条約と実質的に同等であることを確認するとされていることから、船員労働の特殊性にかんがみ、なお必要不可欠と考えられる給付については、引き続き給付できる仕組みを検討すべきではないか。

(福祉事業の取扱い)

- 福祉事業については、各種事業を開始した時点から社会経済情勢が変化していることを踏まえ、真に必要な事業を精査して実施することが求められており、一般制度と統合した場合は、一般制度における福祉事業の取扱いとの整合を図っていくことを基本として実施するべきではないか。
ただし、関連する法令の差異に留意しつつ、無線医療センターの運営や洋上救急の援護など、特に船員労働の特殊性との関連が深い事業については、その特殊性を踏まえた検討が必要ではないか。
- また、福祉施設については、特別会計改革における議論や、国が保有する公的施設の在り方に関する議論において、既存施設の廃止・民営化などの整理合理化措置を進めることとされている点を踏まえ、国以外の主体による管理・運営の方法も視野に入れて検討すべきではないか。

(一般制度間にまたがる可能性のある給付の取扱い)

- 下船後3月の療養補償については、職務外の負傷・疾病に対する給付であり、船員法において船舶所有者の災害補償責任として規定され、船舶所有者の全額負担により賄われることとされているが、健康保険制度においては、一定の自己負担を組み合わせつつ、労使折半の保険料により賄うこととされている。
- 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）により、昭和61年4月1日以降、職務外年金については厚生年金に統合されたが、同日以前の旧船員保険法の年金（旧法年金）は厚生年金から支給されることとされている。この旧法年金は職務外相当分と職務上相当分からなり、職務上相当分に要する費用については、船員保険制度で負担することとされている。

- これらの給付は複数の一般制度にまたがる可能性のある性格を持つものであり、船員保険制度の各部門を一般制度に統合する場合、単純に整理することが難しいことを踏まえつつ、引き続き給付するための仕組みを検討すべきではないか。

(特別会計改革と運営主体の在り方)

- 財政制度等審議会においては、特別会計改革について、「類似の事業を行う複数の特別会計については、国民にとっての分かりやすさ、資金の流れの透明性の確保、業務の効率化等の観点から意義が認められる場合には、これらの統合を行うべきである」、「国でなければ遂行できない事業以外は、独立行政法人化、民営化等を検討すべきである」と指摘されているところであり、船員保険制度の在り方について、事業の性格に応じて、一般制度に統合する場合のほか、国以外の主体による運営についても検討が必要である。
- 船員保険制度の各部門に対応する健康保険制度、労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度は、いずれも強制適用の保険制度であり、船員保険制度の各部門について国以外の主体による運営を行うこととした場合でも、船員に対する保障を確保するため、適用や保険料徴収に係る業務については、ある程度公的な関与が必要ではないか。
- 船員保険に関わる業務は、社会保険事務所等が地方運輸局との連携の下に行っているが、政管健保の公法人化後における当面の船員保険の運営主体について、円滑な移行を図る観点からどのように考えるか。

(制度見直しの時期)

- 被保険者数の減少が続く中、将来にわたって安定した保険運営を確保できるよう、本検討会で今後の船員保険制度の在り方の基本的方向を取りまとめた上で、これに沿って速やかに制度見直しを行うことが適当である。
しかし、
 - ・他の社会保障制度や国際条約との関連に留意して、個々の給付についての整理が必要であること、

- ・ 新たな船員保険の運営組織において、システム開発等の円滑な体制整備のために一定の期間を要すること、
 - ・ 積立不足の解消に向けた取組の円滑な進捗を見極める必要があること
- 等を踏まえ、制度見直しに向けて一定の期間を定めた上で、関係当事者の間で今後さらに検討を深める必要があるのでないか。